三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	128,800
（略）	（略）

第三～第十一　（略）

○国土交通省告示第五百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
伊勢原市石田字八本木七五番六四から同市高森七丁目八一〇番一まで	前	最小 五八	三八二
	後	最大 七〇	
		最小 四三	

○国土交通省告示第五百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
川西市東畦野字中山谷西尾一番一二から同市石道字丸尾六番二まで	前	最大 三一三	二四〇七
		最小 二一	
	後	最大 三一四	
		最小 二一	
兵庫県川辺郡猪名川町上野字愛宕山二番二〇から同県川辺郡猪名川町猪渕字焼尾一番一二まで	前	最大 一九七	三三八六
		最小 二二	
	後	最大 一九七	
		最小 二二	

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	116,800
（略）	（略）

第三～第十一　（略）

神戸市北区道場町生野字東山一一七四番一七九から同市北区八多町中字坂本山六二八番四まで　前　最大 三三六 / 最小 二一四　後　最大 四三四 / 最小 二一四

○観光庁告示第三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社エイチ・アイ・エス（登録研修機関第五十七号）から代表者の氏名、住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年四月六日

観光庁長官　村田　茂樹

一　代表者の氏名の変更

変更前	矢田　素史
変更後	澤田　秀太

二　変更の年月日　令和八年一月二十八日

三　住所の変更

変更前	東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
変更後	東京都新宿区西新宿六丁目十三番一号　住友不動産新宿セントラルパークビル　１０階～１７階

四　変更の年月日　令和八年四月一日

五　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
変更後	東京都新宿区西新宿六丁目十三番一号　住友不動産新宿セントラルパークビル　１０階～１７階

六　変更の年月日　令和八年四月一日

○海上保安庁告示第十二号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月六日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 79　しずかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 79　しずかぜ CL 80　はつぎく （略）

附　則

この告示は、令和八年四月九日から施行する。